

表4 調停・仲裁手続

調停あるいは仲裁に関する制度的枠組の有無	調停・仲裁手続の一般的特徴			当事者による合意の位置づけ		
	自主的プロセス	中立的な第三者による介入・助言	秘密保持	法的拘束力	関連機関により確保される強制・執行	
オーストラリア (FL)	○	○	○	○	×	
オーストリア (FL) 非明示的	EBは意見を提供する権限があり、当事者間の自主的遵守を確保するよう努める。			○	×	
ベルギー (FL)	○	○	○	×	×	
カナダ ^b (FL)	○	○	○	○	○	
チェコ	×	—	—	—	—	
デンマーク ^b	○	性差別: EBは、当事者間の調停を通じた紛争解決に向けて支援することが可能。 人種マイノリティ差別: ○ 人種マイノリティ差別: ○ 人種マイノリティ差別: ○		○	×	
フィンランド	性差別: 非明示的 人種マイノリティ差別: ×	性別差別: EBは意見を提供する権限があり、当事者間の自主的遵守を求めることが可能。自主的な遵守が図られない場合には、EBはその決定を刑罰(の脅威)により強制することが可能。		性差別: EBの決定に関する不服は裁判所へ控訴のみ可能。	○	
フランス	○	○	○	○	○	
ドイツ	○	○	○	×	×	
ギリシャ ^b	○	○	○	×	×	
イタリア	○	○	一部	○	×	
日本 (性差別のみ)	○	○	○	○	×	
韓国	○	○	○	○	○	
メキシコ	○	○	○	○	○	
オランダ	非明示的	EBは意見を提供する権限があり、両当事者の自主的な遵守を求めることも可能			×	×
ノルウェー ^b	非明示的	EBは意見を提供する権限があり、両当事者の自主的な遵守を求めることも可能。自主的な遵守が図られない場合には、EBは行政決定を行う権限がある。			EBの決定に関する不服は裁判所への控訴のみ可能。	○
ポーランド	×	—	—	—	—	
ポルトガル	性差別: × 人種マイノリティ差別: ○	人種マイノリティ差別: ○ 人種マイノリティ差別: ○		×	×	
スペイン (性差別のみ)	×	—	—	—	—	
スウェーデン	○	○	×	○	○	
スイス (性差別のみ)	○	○	(EB: 非中立的)	○	×	
イギリス	○	○	○	○	×	
アメリカ ^b (FL)	○	調停: ○ 仲裁: ×	調停: ○ 仲裁: ×	○	○	

EB: 差別禁止・平等機関、FL: 表中の情報は連邦法に関するもの。

n.a.: 該当なし

a) 性差別と明記していないものについては、性差別・人種マイノリティ差別双方をカバーするもの。

【ベルギー】中立的第三者による介入・助言。人種マイノリティ: 差別禁止・平等機関は差別案件に関する提訴権限があるため非中立的。

b) 各国注:

【カナダ】調停と仲裁は手続が異なる。調停は自主的手続であるのに対し仲裁は強制的である。調停手続は裁判所の聴聞までのいかなる段階でも活用できるが、人権委員会は苦情プロセスの早期の段階で調停の活用を奨励している。仲裁は通常、事実関係の調査後、当該案件が裁判に付託される前に行われるが、人権委員会はそれより早い段階で仲裁命令を発することも可能である。仲裁人及び調停人の役割はかなり類似しているが、調停人と異なり、仲裁人は議論の強い点や弱点に関する直接的なフィードバック、意見、提案などを提供する。

【デンマーク】比較法的にみると、性差別に関する苦情処理を行うEB(男女平等委員会)は仲裁機関と裁判所の中間的に位置づけであり、調査権限を有している。調停人としてではなく、EBは独自に当事者間が紛争解決の合意に達するよう支援できる。調停が不成立となった場合EBは、行政決定を行う権限がある。EBの決定は裁判所に控訴される可能性がある。

【ギリシャ】秘密保持: 労働基準監督署による紛争解決プロセスは秘密保持を原則とするが、原告は裁判所で調停の結果を利用することが可能。
【イタリア】調停プロセスは労働法、民事訴訟法および類似の行政紛争処理に関する法律により規定されているが、EBは調停人としての機能することが可能。

【ノルウェー】比較法的にみるとEBは、仲裁機関と裁判所の中間的な位置づけであり、調査権限を有している。オンズマンは、行政決定を行う権限があり、当該決定は裁判所に控訴される可能性がある。オンズマンは、事案が法が定める差別禁止規定に違反するか否かに関し意見を述べる事が可能で、その意見に当事者が自主的に従うよう求めることができる。自主的な合意に達成しなかった場合オンズマンは、裁判所に当該事案を提訴することができる。また、当事者がオンズマンの意見に自主的に従わず、裁判所による行政決定を待つことが不都合あるいは弊害をもたらす可能性がある場合、オンズマンが行政決定を行うことが可能。オンズマンによる決定は裁判所に提訴される可能性がある。

【アメリカ】調停は裁判所の聴聞まえいずれの段階でも活用できるが、EEOC(雇用機会均等委員会)は、苦情プロセスの早い段階で調停の利用を奨励する。仲裁は通常、事案の事実関係の調査以後、裁判所に付託されるまでにおこなわれる。EEOCは調停については中立的な立場で機能するが、仲裁については申立人に代わって救済措置を求める。OFCCP(連邦契約遵守計画局)は、被害者に代わって救済を確保する当事者として直接契約当事者との仲裁を行う。契約当事者が参加を拒む場合あるいは仲裁が不成立となった場合、OFCCPは当該案件を労働省の法務官室に持ち込む。法務官室は行政的な苦情申立を提出することが可能。

出所: OECD Employment Outlook 2008より訳出。